

報 おおだて

No. 73

(毎月1回発行)
全世帯に配布

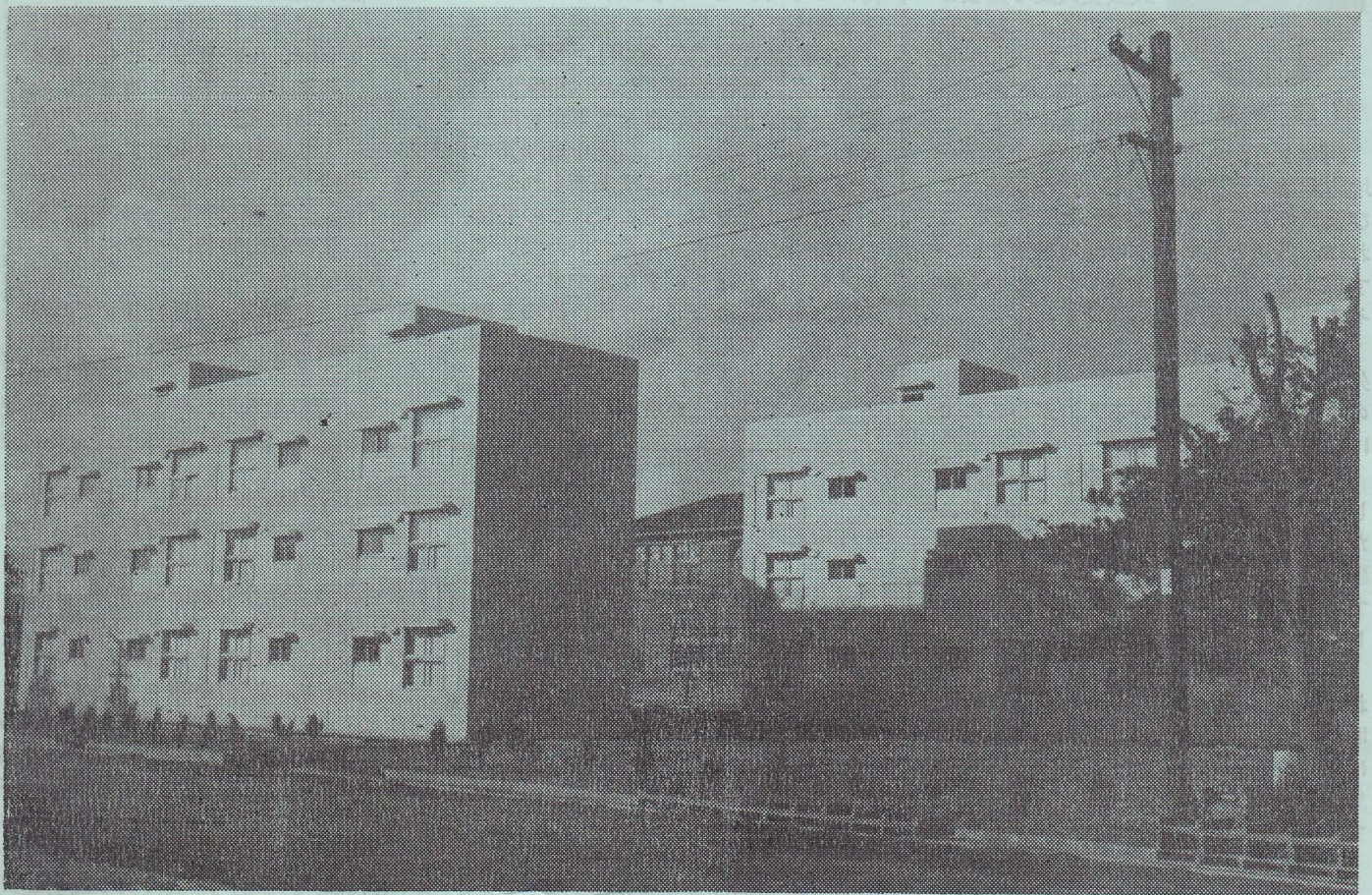
発行 昭和37年11月1日発行
発行所 秋田県大館市役所
編集兼 田村正六
発行人
印刷所 北鹿新聞社

大館市の
人口動態
(10月1日現在)

人口 59,315
世帯数 12,195

11月の広報ごよみ

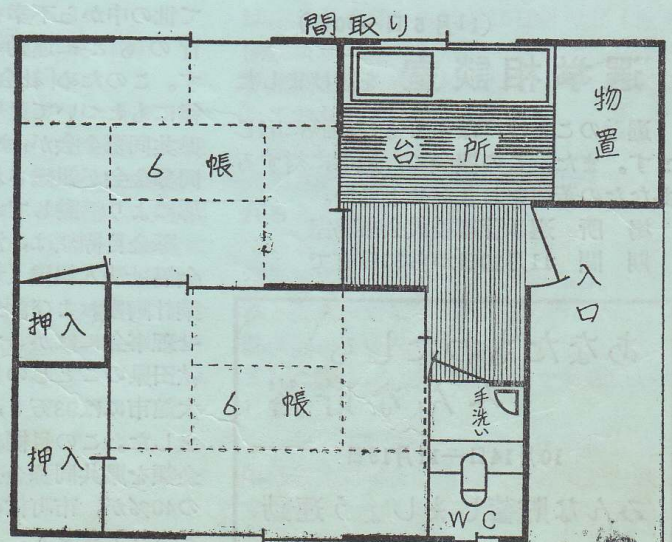
- △教育・文化週間(1日~7日)
- △文化財保護強調週間(1日~7日)
- △自衛隊創立記念日(1日)
- △文化の日(3日)
- △働く年少者の保護運動(1日~10日)
- △国民年金普及月間(1日~30日)
- △年末年始郵便貯金増強運動(1日~38年1月31日)
- △秋の花いっぱい月間(10月5日~11月5日)
- △手足の不自由な子供を育てる運動(10日~12月10日)
- △精神衛生普及運動(11日~17日)
- △寄生虫予防運動(21日~30日)
- △勤労感謝の日(23日)
- △秋の火災予防運動(26日~12月2日)



おまちどうさまでした 片山アパート完成

旧片山小学校跡へ建築中の片山アパートが、このほど完成しました。このアパートは、総工費2,257万円(財源は、国庫補助1,190万円、県費補助192万円、起債200万円、市費675万円)で、鉄筋コンクリート3階建2棟からなり、24戸(1棟12戸)收容できます。間取りは、右の図のとおりで月額家賃が2,900円程度であります。この地域は、国道7号線の沿線で、道路も12.5米に拡巾、完全舗装されており、目下県立商業高校の建築工事が進められております。

市では、先月このアパートの入居者を募りましたが、入居者24戸に対し、希望者78名が申し込んでおります。この入居者の選考を10月中にすませ、今月上旬入居させる予定です。



選挙管理委員会 委員長に竹内助役

昭和21年10月から16年のあいだ委員長をつとめました金崎益枝氏が、最近健康をそこね、病氣療養のため郷里の千葉県習志野市へ帰られました。金崎氏は、在任中その功績をみとめられ、全国表彰5回、県表彰1回をうけており、帰郷が惜しまれます。このたびその後任として竹内助役が就任しました。



竹内委員長

ごあいさつ
このたび、不肖私が金崎先生のあとを引継ぎ、選挙管理委員会委員長の重職をけがすことになりましたが、就任にあたりひとことごあいさつ申し上げます。

明年1月から5月まで、いわゆる統一地方選挙（都道府県・市町村の首長および議員の選挙）がおこなわれますが、これは、名実ともに日本の地方自治を動かす根本の体制が整えられてゆくというおそろしいほど重要な選挙です。

ところが、この重大な選挙に対して素外無関心な人（「また選挙か」という程度の安易な気持ちでみている人）がいるのではないかと思います。

そこで、私たちの生活をより一層楽しし、より以上の幸福を勝ち得るためのふだんの考えを反映させるには、選挙（投票）ほど厳正公平に、しかも効果を表わすものはないという真剣な自覚を新たにしたいものであります。

このために、あらゆる機会を捉えてこれらの問題にふれ、話し合うことこそ公明選挙実現の急務であり、特に地方選挙に量より質の投票が期待されることを痛感して、向後のご声援とご協力をお願いする次第です。

公明選挙強調期間

(11月5日～30日)

選挙相談室 を設けました

選挙のことは、なんでもご相談に応じます。また、この機会に、選挙に対するあなたの苦情をおきかせ下さい。

場所 選挙管理委員会事務室
期間 11月20日から30日まで

あなたもわたしも みんな貯蓄

10月14日—11月15日

みんな貯蓄しましょう運動

基本選挙人名簿の縦覧

11月5日
～19日

ぜひ名簿の確認を

来年は地方選挙の年

来年行なわれる地方選挙に使用する新しい選挙人名簿ができあがりしました。この名簿は、基本選挙人名簿といっって毎年9月15日現在で作成されるもので、いくら選挙権があってもこの名簿にのっていないと投票することができません。

市の選挙管理委員会では、この基本選挙人名簿を作成するために各家庭に調査員をおうかがいさせて万全を期しましたが、何分にも広範囲を短期間で調査しますので、中には調査もれがないとも限りません。そこで、この名簿を有権者のみなさんに見ていただいて1人のもれもなく、またあやまって記載されることのないように、次のとおり名簿を縦覧しますから、是非この期間にご覧になって、完全な名簿をつくることにご協力願います。

なお、万一、名前がもれていたり、間違っって登録されておりましたら、縦覧の場所で係員にお申し出ください。その場合は、この期間に限り異議の申立によって修正（登録）できます。

1 縦覧期間および時間

11月5日から19日までの15日間。土、日曜日とも午前8時30分から午後5時まで。ただし出張所は、土曜日の午後と日曜日は休みます。

2 場所

選挙管理委員会事務室、および各出張所。

3 登録資格

昭和17年12月21日までに生れた人、および本年6月16日以前から引続いて大館市に住所がある人。

みんなしあわせに・・・

赤い羽根共同募金の実態

16年目をむかえたたすけあい赤い羽根共同募金の事業も、みなさまのご理解とご協力により円滑に運営されていることを心から感謝いたします。

この運動の目的は、いまさら申しあげるまでもなく

◇国民のたすけあいの心を養う

◇民間社会福祉資金を確保する

ということであり、みんながたすけあって世の中から不幸をなくしようという趣旨のもとに運動がはじめられたものです。このため「社会福祉事業法」という法律にもとづいて県単位に社会福祉法人・県共同募金会が、また市町村には、地方共同募金会が組織され、県共同募金会の指導により活動しております。

募金目標額は、法律にさだめられた社会福祉法人組織（私立）の施設から、事業計画書および配分要求額書類を提出させ理事会にはかってきめられるもので、秋田県のことしの目標額は21,500万円で大館市には93万6,000円が割りあてられました。この目標額について募金された金額を県共同募金会に送り、その募金額の40%が、市町村の社会福祉協議会に還元されてきます。

大館市社会福祉協議会は、この還元金をもっていろいろの事業をおこなっておりますが、その主なるものは

◇世帯更正資金の貸出し

◇医療費の貸付け

◇一時的な生活困窮者に貸出しをおこなうための貸付金庫

などであり、市では、このために専任の職員をおき、みなさまの福祉増進につとめております。また町内と結びついた仕事については、毎年の総会において役職員120名の審議を得て年度の重点目標をさだめ、地域代表の民生委員を中心に福祉活動を展開しております。

ことしは

◇青少年を健全に育てる運動

◇老人の福祉を高める運動

◇低所得者世帯のしあわせを高める運動

などを目標として、直接町内のみなさまとともにしあわせな町づくりのために努力しております。社会の人びとがお互いに手を結んでたすけあう心は、家族や隣人のあいだからはじまって、いまや国をあげて、すべての国民が社会人として金や物や知恵などの善意を出しあい、それを社会福祉のために有効に役立てております。お互いのしあわせを高め、あかるい地域社会を築きあげるため、赤い羽根をシンボルとするこの運動を、みんなで守り育てましょう。

(国)(民)(年)(金)があなたに

(し)(あ)(わ)(せ)を.....

月100円~150円の掛金で

老後の保障を約束します

国民年金制度は、みなさんが働ける間に掛金をかけておき、年老いたとき、事故で身体障害者になったり、または、夫と死別して母子家庭となった場合などに、それに応じた各種の年金が受けられるような仕組みになっております。

そこで、このような人を対象として生れたのが国民年金でありますまだ加入していない方がありましたら一日も早く加入して老後の保障、不事の災難に、そなえて下さい。国民年金への加入は、直接加入者のみなさんに、しあわせを約束する制度です。

◇ 必ず加入しなければならない人は...
昭和36年4月1日現在で20才以上50才未満の人と、その後20才になられた人で他の公的年金制度(厚生年金保険、船員保険、各共済組合の恩給など)に加入していない人です。

◇ 本人の希望で加入できる人は.....
他の公的年金制度に加入している人の配偶者(勤め人の奥さん)や、他の年金制度から年金や恩給を受けている人や受ける資格のある人です。

◇ 掛金(保険料)は.....
20才以上35才未満の人は月額100円、35才以上の人は月額150円です。

◇ 加入しても掛金をかけられない人は.....
納める期間が長いので、途中生活保護法の適用を受けるようになったり、国民年金の障害年金、母子福祉年金、準母子福祉年金を受けるようになったと

き、または、収入の少ないときは、免除の届出をすれば、その間は、掛金が免除されます。なお、免除されていた期間も、国では保険料の半額を、あなたの保険料として積立しています。

◇ 他の年金制度に移ったときは.....
国民年金に加入していた人が、途中、厚生年金などの他の年金制度に移った場合や、また、それとは逆に、他の年金制度から国民年金に移った場合にはそれぞれの制度に加入していた期間を合算した年金が支給されますから、掛け捨てはなくなり、たいへん有利です

◇ 年金をもらう前に死亡した時は.....
3年以上、保険料を納めた人が途中死亡したときは、保険料を納めた期間に応じて、遺族に、死亡一時金(最低5,000円から、最高5万2,000円)が支給されます。

◇ もらえる年金のいろいろ

種類	もらえる年金のいろいろ	年金の額
老令年金	65才になったとき。(希望によっては60才から)	12,000円~42,000円
障害年金	1年以上保険料を納めていて身体障害者になったとき。	24,000円~42,000円 (重い障害者は6,000円加算)
母子年金	1年以上保険料を納めていた妻が、夫と死別し18才未満の子を養っているとき。	19,200円~25,800円
準母子年金	1年以上保険料を納めていた祖母、または、姉が夫と死別し、18才未満の孫または、弟妹を養っているとき。	{ 子供2人以上の場合 } は1人増すごとに4,800円加算。
遺児年金	1年以上保険料を納めていた両親と死別し、18才未満の孤児となったとき。	12,000円~21,000円 (加算額は母子年金と同じ。)
寡婦年金	10年以上、夫とつれそっていた妻が、夫と死別し、夫が老令年金を受ける資格があるとき。	6,000円~12,000円 (60才から~65才まで)

☑このたび、次の方がたが、年金協力員として県知事から委嘱されました。11月に入ると、年金係員が年金協力員のところへ印紙の売りさばきと、検認にまいりますので、各被保険者は年金

手帳と、保険料を年金協力員のところへ届けておいて下さい。なお、年金協力員に対して、納付組合をつくるようにお願いしてありますから、組合に加入されるよう、おすすめいたします。

《釈迦内地区》

- 小釈迦内 長面 佐々木半次郎
- 布谷 専二
- 日景町①日景岩蔵 長面袋 上村 清利
- 日景町② 商人留①
- 宮田喜代治 三浦三右エ門
- 向羽立 渡部 長吉 商人留③三浦卯一
- 獅子ヶ森① 松峯① 畠山 慶治
- 日景浅太郎
- 獅子ヶ森②山内久吉 松峰②畠山 亀松
- 大通 日景 賢二 松木①
- 菅原三郎兵衛
- 中通 千葉 二郎 松木②佐藤 喜作
- 上通 伊藤 悦二 沼館①田山 久美
- 山神台 小松 慶隆 沼館②田山由太郎

《長木地区》

- 上代野田中 清造 才ノ神 近藤 金助
- 下代野①田中利一郎 小雪沢川田 久定
- 下代野②石田源次郎 大明神丸岡 与市
- 下代野③石田 忠 新 沢 工藤宇吉郎
- 下代野④石田信雄 赤 沢 佐々木茂見
- 東二ツ屋田中徳治 黒 沢 斎藤千代松
- 宮 袋伊多波祥一 茂内屋敷畠山新五郎
- 大茂内①山内堅治 二ツ屋 石川 忠
- 大茂内②地代吉治 石 淵 石田新太郎
- 大茂内③山内三郎 水 沢 浪岡善栄治
- 小茂内 泉 忠吉 籠 谷 岩間 亮二
- 芦田子田村金四郎 嶺ヶ岱 浪岡忠之助

《上川沿地区》

- 中山 糸屋信一 池 内 畠山 喜蔵
- 沢 山 関長之助 根下戸 田中清太郎
- 羽 立 菅原隆二 舟 場 釜谷三八郎
- 餌 釣 兜森竹治 萩ノ岱 畠山 豊治
- 小館花 伊藤幸二郎

《下川沿地区》

- 片山①斎藤伊左エ門 川口③佐藤 佐市
- 片山② 斎藤一男 川口④ 斎藤 新蔵
- 片山③ 斎藤誠一 川口⑤ 伊藤 良助
- 餅田① 村尾五六 川口⑥ 小松原良一
- 餅田②高清水清八 鳴 滝 佐藤 精二
- 山田渡 蛇川 照 大道下 工藤 三郎
- 赤石沢佐々木ヨ子 横 岩 佐藤 俊次
- 川口① 蛇川徳治 立 花 長崎 祥悦
- 川口②小林清一郎

《真中地区》

- 櫃 崎 蛇川政吉 小 袴 佐藤 稔
- 高戸谷 蛇川耕一 大 披 武田 勝治
- 赤 石石戸谷岩吉 出 川 佐藤文一郎
- 板 沢石戸谷錦吉 下川原 工藤 鶴治

《二井田地区》

- 下 村 柳谷三郎 上高村中台安達順一
- 町 嘉成貞利 上四羽出
- 小畑千代三郎
- 館 一関正二 下四羽出小畑五郎蔵
- 小坪川原大沢藤兵衛下川原 秦 金光
- 下高村 伊藤一男 本 宮 小沢鉄之助
- 前 田 芳賀久助 大子内
- 斎藤七郎右エ門
- 杉 沢 武田桂助 奥前田 芳賀 祐治
- 羽 立 斎藤三郎

《十二所地区》

- 大滝①奈良 道夫 葛原①木次谷源十郎
- 平 内 近藤玉吉 葛原②木次谷 俊夫
- 中 町高田吉次郎 猿 間 中山 菊三
- 上新町 佐藤義雄 浦 山 高松良之助
- 別 所 畠山幸吉 軽井沢②柴田専一郎
- 沢 尻 田村 晃 曲 田 畠山金五郎
- 道目木奈良定五郎 葛原開拓小金 幸治

定期予防接種についてのお知らせ

大館市では、乳幼児および来年小学校へ入学するお子さまの定期予防接種を次の日程で行います。該当者には通知をお上げしますが、通知もれの場合もありますのでこの日程表を大事に保存し、それぞれ決められた場所で受けて下さい。

1 該当者の区分

接種別	期別	該当者	接種回数	料金
痘	第1期	1.昭和37年1月1日から6月末日までの出生者 2.昭和36年7月1日から12月末日までの出生者で未了の者	初回 1回接種	10円
	第2期	1.来春(昭和38年度)小学校に入学する者	追加 1回接種	〃
百日せき・ジフテリア (混合)	第1期	1.昭和36年12月1日から昭和37年5月末日までの出生者 2.同上以前の出生者で未了の者、および3回接種を完了しない者	初回 決められた日程で 3回接種	1回につき 50円
	第2期	1.昭和35年12月1日から昭和36年5月末日までの出生者 2.同上以前の出生者で未了の者	追加 1回接種	50円
ジフテリア	第3期	1.来春(昭和38年度)小学校に入学する者	〃	10円

※ 注意事項

- 1.乳幼児の場合は、母子手帳をご持参下さい。
- 2.接種前日は入浴させ、身体や衣服を清潔にしてお連れ下さい。
- 3.当日熱があつたり、健康状態がすぐれないときは、早めに市役所民生課に連絡するか、当日受付の係に申し出て次回に受けさせて下さい。
- 4.料金について、当日はお釣り銭などで、受付が混雑しないように、あらかじめ、ご用意の上お出下さい。

2 予防接種日程表

ところ	種痘の接種 (第1期)		種痘の 検診		種痘の接種 (第2期)		種痘の 検診		参集 時間	実施地区
	乳幼児		来春小学校 入学者							
	とき	曜	とき	曜	とき	曜	とき	曜		
公立小児科	11月5日	月	11月12日	月	11月19日	月	11月26日	月	自午後1時30分 至午後3時	桂城、長倉、愛宕町、独古町、川原町、栄町、田町、大町、寺町、弁天町、新富町、大正町、豊町、片山、仲町、馬喰町、城西町
石田病院	11月5日	月	11月12日	月	11月19日	月	11月26日	月	〃	御成町全町内、松木、沼館、板子石、上袋町
常盤医院	11月6日	火	11月13日	火	11月20日	火	11月27日	火	〃	田代町、南町、新町、常盤木町、昭和町、神明町、南神明町、中神明町、東新、新地、御坂、舟場、根下戸、一心院、アパート2号
石塚医院	11月6日	火	11月13日	火	11月20日	火	11月27日	火	〃	柄沢、東台、相染町、金坂、赤館、部垂町、桜町、谷地町、向町、古川町、大下町、鉄砲場、通町、アパート1号、3号
上川沿公民館	11月7日	水	11月14日	水	11月21日	水	11月28日	水	自午後1時30分 至午後2時30分	上川沿全地区(ただし舟場、根下戸を除く)
二井田公民館	11月7日	水	11月14日	水	11月21日	水	11月28日	水	〃	二井田全地区。
下川沿公民館	11月8日	木	11月15日	木	11月22日	木	11月29日	木	〃	下川沿全地区(ただし片山を除く)
真中公民館	11月8日	木	11月15日	木	11月22日	木	11月29日	木	〃	真中全地区。
長木公民館	11月9日	金	11月16日	金	11月30日	金	12月6日	木	〃	長木小学校学区内。
茂内診療所	11月9日	金	11月16日	金	11月30日	金	12月6日	木	自午後12時30分 至午後1時30分	雪沢小学校学区内。
釈迦内公民館	11月10日	土	11月17日	土	11月24日	土	12月1日	土	自午後1時30分 至午後2時30分	釈迦内全地区(ただし松木、沼館、板子石、上袋を除く)
十二所保育園	11月10日	土	11月17日	土	11月24日	土	12月1日	土	〃	十二所全地区。

※ 12月分はおってお知らせいたします。

大館市長里後土地区画整理組合設立申請者から、施行地区となるべき地域の公告について申請がありましたので、市が公告しております。
施行地域(川口字長里後21番地ほか69筆)の図面は、10月24日から11月6日まで、市役所建設課において縦覧させております。

「はかり」の検査をまだ受けない方へ本年度の計量器定期検査の結果、9%が不合格となりました。不合格または検査を受けないはかりを使ったときは罰せられますので、まだ検査を受けないはかりをお持ちの方は、市役所と連絡のうえ、県計量器検定所(秋田)で検査を受けて下さい。

中小企業育成資金年末融資 貸付申込みの受付

申込先 市役所商工課
受付期間 11月1日から30日まで
貸付期間 借入日から3ヶ月間

住民実態調査にご協力を

(11月1日調査開始)

「住民登録法」が施行されてから、今年でちょうど10年になります。施行当初はともかく、最近法に対する関心も高まってきておりますが、まだ充分とはいえないようです。

この法律では、他の市町村から転入してきたとき、または市内で住所を変更したとき、あるいは住民票の記載事項に変更があったときは、14日以内に住所地の市町村役場へ届出をしなければならないことになっております。

住民のための行政が、公平に、効果的にかつ能率的、経済的におこなわれるためには、まずもって、住民の実態を完全に把握しなければなりません。

このため、市では、11月1日を期して全市一斉に登録関係をはじめいろいろの行政資料を適確に整備するための住民実態調査をおこなうことにいたしました。これにあたる調査員には、市長が発行する「住民実態調査調査員証」を携帯させておりますので、調査員が、お宅を訪問しましたときは、よろしくご協力下さるようお願いいたします。

◎住民登録はなぜ必要か

住民登録法の第1条に「市町村において住民を登録することによって、住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便を図るとともに、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正で簡易な処理に資することを目的とする」とあります。このように、住民登録が完全におこなわれていれば、市町村における行政事務の大部分が適正で簡素におこなわれることになります。

◎わずかな身勝手が他人に迷惑をかける

就職や進学、許可や免許、その他私たちの生活上、いろいろなことで添付書類として必要な住民票の謄抄本や記載事項証明(居住証明)、印鑑登録、また国民健康保険への加入など、現実に住民登録をしていなければできないものがたくさんあります。また選挙資格についての居住関係を公証するにも住民登録が必要です。自分は、いや自分の家ではそんなものは関係ないから……と思っている人もいるかもしれませんが、それは違法であるばかりではなく、大変はた迷惑をかけることになります。

たとえば、急に印鑑証明が必要になり市役所の窓口を訪れたとします。住民登録をしていないから、むろん印鑑登録もしておられない。そこでまず、住民登録の手続きをしなければならない。届出書をつくるのに転入してから長い期間がたっているの、前住地関係が思い出せない。ようやく届出書を提出して住民票を作成する。世帯台帳をつくり、世帯名簿に記載して世帯番号をつける。それから印鑑登録申請書を書いて登録してから交付申請をする。窓口にはお客さんが多い。特に月曜日や土曜日は混みあうので前もって届けている人は、待つ間もなくすぐできるのだが、こんな人が間にはいることによって他の人も待たされることになります。このように大変迷惑をかけることになります。また、国民健康保険の場合は、他の社会保険に加入している人以外は法律によって加入しなければならないことになっている。だが、自分は病気などしないといつて入らない人もいます。世帯によっては、均等割だけのわずかな保険税

で安心していただけるものを加入しないでいて、さて思いがけなく子供が病気になったり怪我をし、全額自己負担ではどうにもならないので、はじめて市役所の窓口を訪れるということになる。国民健康保険も一種の共済事業であるから、こんな人が多ければ成り立たない。このため、みんながその能力に応じて公正に負担すれば、保険事業も円滑に運営できるようになる。

こうしたわずかな身勝手が、他の多くの人に迷惑をおよぼしますので、お互いに注意いたしましょう。

◎登録が完全でないが無駄が多くなる。

選挙人名簿をつくるために、有権者の実態調査をする。税の賦課にまた別に調査をする。各課各様に事務上の必要から戸別調査をおこなうとしたら、この位不経済なことはありません。これらの調査の中には、住民登録の届出が完全であれば必要としないものがたくさんあります。

また登録してあっても、世帯の位置を知る必要もできません。新市域では、この点あまり問題はないが、町内名と字地名番地の入り組んでいる市街地では、名前と所番地だけでは、通知書の配布のしようがない場合もある。これは、住居図面が完全でないため、これなども実態調査で明確にする必要があります。

◎調査と異動の届出にご協力下さい。

以上、いくつかの例でもおわかりのように、このような無駄をはぶき、これに注ぎ込まれてきた職員の労力を、市民のみなさまのサービスに向け、その経費を投資的の事業にふりむけることによって、能率的かつ効果的に行政事務をおこなうことができますので、この度の住民実態調査と、今後の異動を市役所へ申出されるよう、ご協力願います。

みんなて住みよい郷土の建設に

大館市と簡易保険

ことは、郵便局の簡易保険と郵便年金積立金の運用を再開してからちょうど10年目にあたります。郵政省では、これを記念して10月1日から、「簡易保険週間」を皮切りとして、全国的にいろいろの行事をおこなっております。ご承知のように、簡易保険、郵便年金の積立金は、一口一口の保険契約、年金契約の保険料と掛金が積立てられたもので、これを郵政省が政府関係機関(国鉄、電信・電話公社、住宅金融公庫、住宅公団、国民金融公庫)または市町村の学校や道路、橋、水道等わたくし達の日常生活と直結した多くの施設に融資され、明るい豊かな文

化的生活の設計に役立っております。

大館市においても、都市計画施設のほか義務教育費などについて多額の融資を仰ぎ、3月末現在で36件、総額11.325万円の融資を受けて市民のみなさまのお役にたつてまいりました。

このように運用されている簡易保険の積立金は、全国で9.000億円をこえ、年々増加していることは、みなさま方のご協力の賜と感謝しております。

しかし、戦後ご加入いただいた短期の契約は、本年から昭和41年までのあいだにはほとんど満期、満了となります。これはまことにおめでたいことではあります

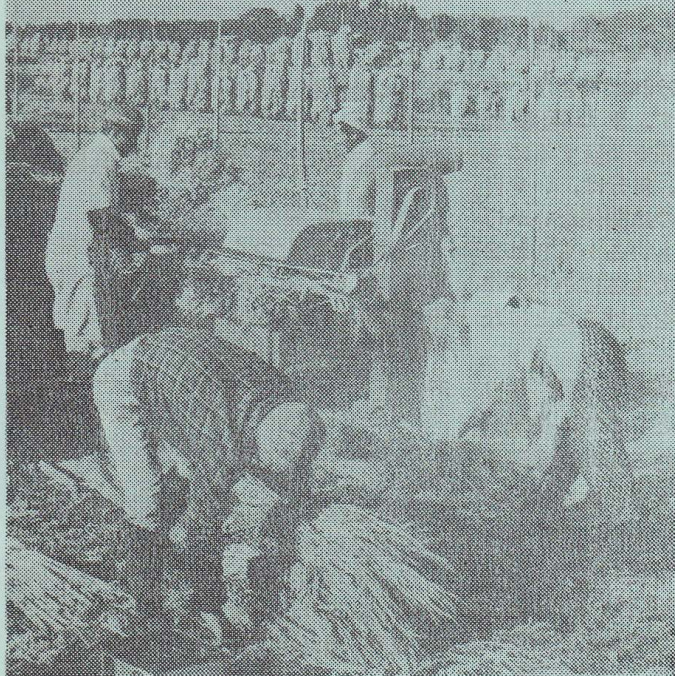
が、反面、積立金の運用原資に相当影響を与える結果となりますので、郵政省では、9月1日から12月15日まで「簡易保険新加入運動」期間とさだめ、目下増募運動を県、市町村の協力のもとに展開しております。

生活の安定をはかり、くらしの内容を充実させるためにこの簡易保険に加入されるとともに、すでに加入していただいている方でも、最高額(50万円)まで追加加入していただいで、長期安定資金の貯蓄と公共投資に寄与していただきたく、郵便局からみなさんのお宅に参上いたしました際は、何分のご協力をお願いいたします。

なお、郵政省では、簡易保険積立金運用再開10周年を記念し大館郵便局を通じて市へいちよりの木を贈り、市では桂城公園へ植樹しました。

第4回 大館市農業祭 開幕

(11月3, 4日)



第4回大館市農業祭が、11月3日、4日の2日間、城南小学校を主会場に開催されます。

大館市の農業も、その近代産業化をめざして各分野にわたり積極的に推進してきましたが、更に農産物の選択的拡大と技術革新を通じ経営の合理化にせまられているので、これに対処するため農産品評会ならびに農協役員大会などを総合した農業祭を開催し、広く農民の理解を深めるとともに農民の要請に応えようとするものです。

ことしの行事は、次のとおりです。

行 事	会 場	会 期
農産物品評会	城南小学校	3 日 4 日
家畜品評会	大館神明社裏	3 日
農協役員大会	市 役 所	4 日
農機具展示会	城南小学校	3 日 4 日
農薬展示会	”	”
出品物即売会	”	4 日

市民の花「菊まつり」を開催

「花いっぱい運動」の一環としておこなわれた県内八市の「市民の花」の選定で、大館市の花として「菊」が決定されました。市では、これを機に観光客を誘致するため、11月2日から11日までの間、大町商店街で「菊まつり」を開催します。これを大館名物の年中行事とするため多数ご覧下さい。

明るい家庭

みんなでよい子を守りましょう

2学期は学生生徒の気のゆるむ時期です。日ごろみなさまのご家庭におきましては、子供達の行動について特に留意されていることと思いますが、近來少年のあやまちがとみにふえる傾向にあります。子供達には、学校で、また校外での友達とのあいだに独自の社会が構成されており、家の子にかぎってという安心感から生れる放任主義がともすれば悪の道へ追いやる原因にもなります。

青少年不良化のきざしは

- 1 態度やことば使いが乱暴になる
- 2 服装がはでになり、出所のうたががわしい物を持っている
- 3 外出がふえ帰宅時間が不規則になる

- 4 小づかい銭や家のものを持ち出すことが多くなる。
- 5 夕食時にも空腹を訴えないことが多くなる
- 6 うそが多くなる
- 7 手紙や電話を気にし出す
- 8 学校の成績が悪くなり、ずる休みをすることがふえる
- 9 謊物がかわり、俗悪なものをかくれ読みするようになる
- 10 ポケットや机の中からタバコのくず、喫茶店のマッチが出てくることがある

立派な社会人をつくるため、子供達の行動を見守るとともに、いつでも、なんでも話し合えるお父さん、お母さんになるようにつとめましょう。

どぶろくを飲む人は長生きしません

みなさんの中で、今でもどぶろくを飲んでいる方がいませんか？。もし、飲んでいる方がおりましたら今すぐやめて下さい。どぶろくの中には、フーゼル油といって、人体に一番害のある物質が入っております。これが、人体に頭痛をともし、悪酔いや神経痛をおこさせる恐ろしい物質なのです。大高興医学博士の研究によると、ハツカネズミの餌にフーゼル油をまぜてたべさせ、子供を生ませたところ5匹のうち、3匹がかたわで生まれてきました。これは、遺伝のためです。このような結果は、われわれの人体にもあてはまることですから、わが身、わが子のためにも、どぶろくを飲むことはやめましょう。

税金は納期内に納めましょう

税金は集金にまいません
徴収職員がお宅を訪問するときは、滞納処分(差押)を前提としております。

督促状を受けとって、納税に誠意のない人は、市の財源を確保するため厳重に徴収いたします。

税金の完納は、日頃の心がけ次第です。全戸もれなく、納税貯蓄組合に加入しましょう。

農家のみなさん

納税貯蓄組合員の
誓約期日が近づきました

11月20日

移動窓口をご利用下さい

11月19日～24日

この期間中は、市役所の広報車に徴収職員が乗って、各地区を巡回いたします。どこでも、どなたでも手を上げると停車しますから、令書を持って税金を納める方は利用して下さい。

第2回、令書番号による抽せんは、10月31日おこなわれました。当選された方は早めに賞品をお受取り下さい。